建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和５年7月分）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	ＷＴＯ
1	道路空間再編による効果測定手法等の検討業務委託	都市計画及び地方計画	国立大学法人京都大学	¥8,580,000	7月5日	地方自治法施行令第167条の２第1項第2号	G5	-
2	御堂筋における万博連携事業に向けた検討等業務委託	都市計画及び地方計画	（株）建設技術研究所	¥118,932,000	7月31日	地方自治法施行令第167条の２第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1　案件名称　道路空間再編による効果測定手法等の検討業務委託

2　契約相手方　京都大学

3　随意契約理由

本業務は、道路空間の再編事業等における、賑わい・憩い空間の創出、回遊性の向上、エリア価値の向上などの整備効果を合理的・客観的に評価する指標及びその調査方法を海外等の事例を調査・整理したうえで検討するとともに、評価結果を事業にどのように他事業へ活用するかを検討するものであるが、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

本業務を実施するためには、都市計画、にぎわいの創出、魅力向上、公共施策、統計など様々な知見を用いて評価指標を検討する必要があり、先進事例がない中で、それらを総合的にまとめる技術力、高度な知識や豊富な経験、構想力などが業務の成果に直結するものである。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、京都大学が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、京都大学と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4　根拠法令　地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

5　担当部署　建設局企画部企画課道路空間再編担当　06-6615-6785

２

随意契約理由書

1　案件名称　御堂筋における万博連携事業に向けた検討等業務委託

2　契約相手方　株式会社　建設技術研究所

3　随意契約理由

2025 年大阪・関西万博が開催されることに併せて、御堂筋をフィールドとして、夢洲の万博会場と連携した「御堂筋サテライトプラン」を検討・策定していくこととしている。

本業務では、「みちから未来」を体験してもらえるような取組みを企画検討し、その前提となるフィールドを整備した際の交通影響や対応策を立案するとともに、関係者（主に交通管理者・地元関係者）との協議調整を実施したうえで、サテライトプランを検討・策定するものである。

本業務を行うためには、御堂筋の道路空間再編事業の知識を有し、万博時の取組みにおける企画検討やフィールド検討、関係者との協議調整など、多様な業務の全体をコーディネートし、かつ短期間に実行できる総合的な技術力・調整能力が必要となる。

また、交通影響検討や対策案の立案にあたっては、大都市の幹線道路における全面通行止め（歩行者天国）の事例は全国的にも少なく、高度な知識や豊富な経験が必要となる。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社　建設技術研究所が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社　建設技術研究所と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4　根拠法令　地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

5　担当部署　建設局企画部企画課道路空間再編担当　06-6615-6785